

監査結果公表第25-14号

定期監査の結果に対する措置の通知の公表について

次のとおり監査結果に対する措置の通知がありましたので、地方自治法第199条第12項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成26年3月31日

八尾市監査委員	田 中	清
同	八 百	康 子
同	田 中	裕 子
同	西 田	尚 美

記

1 措置の通知

平成25年度定期監査（土木部）の結果に対する措置の通知
平成26年2月19日付け 八土土総第152号

平成25年度定期監査（学校園）の結果に対する措置の通知
平成26年3月25日付け 八教生教政第167号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号
八尾市監査事務局
電話番号 072-924-3896（直通）

3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページで閲覧できます。

定期監査の結果に対する措置の内容

土木部共通事項

指摘事項	講じた措置又は経過の報告
<p>1 文書事務について</p> <p>(1) 伺書の合議先については、八尾市事務処理規程において、関係ある課等の長（特に重要なものは部長等）に限定されており、土木部各課の伺書でも合議については規程どおりに処理されている。しかし、部内各課の業務が相互に関連し情報の共有が不可欠であるとして、決裁途中の伺書が関係する係長等の閲覧に付されており意思決定に時間を要するものとなっている。意思決定の迅速化及び事務の能率化を図るため、適切な事務処理に改めること。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（平成 25 年 8 月 30 日）</p> <p>指摘事項を踏まえ、意思決定の迅速化及び事務の効率化を図るため、決裁後に供覧を行うよう改めました。</p>
<p>(2) 收受文書の取扱いについて八尾市文書取扱規程等に定められた文書処理が行われていないもの、伺書において公文書公開区分等の記載内容が不適切なもの、記入がもれているもの、決裁日等の記入に際し鉛筆や修正液等が見受けられたので、改善に向けた取組みを行うこと。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（平成 25 年 8 月 30 日）</p> <p>收受文書の取扱いや伺書の記載について、部内研修を行うとともに所属職員に注意喚起を行い、八尾市文書取扱規程に基づき、適正な事務処理を行うよう改めました。</p>
<p>2 契約事務について</p> <p>契約書等の記載内容、随意契約理由及び契約保証金に関する記載に不備があるもの、契約相手方から提出された書類に提出日等がもれているもの等が見受けられたので、改善に向けた取組みを行うこと。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（平成 25 年 8 月 30 日）</p> <p>契約事務について、部内研修を行うとともに所属職員に注意喚起を行い、適正な事務処理を行うよう改めました。</p>

定期監査の結果に対する措置の内容

土木部土木総務課

指摘事項	講じた措置又は経過の報告	
<p>1 道路占用・法定外公共物 占用・準用河川占用許可事 務について</p> <p>(1) 道路占用料等につい ては、八尾市道路占用規 則等において初年度分 は許可の際に、次年度分 はその年度初めに徴収 するとされているが、い わゆる大口事業者につ いては徴収手続きが遅 れて行われているため、 適正な事務処理を行う こと。</p>	措置状況	3. 検討中
<p>(2) 占用料についての収 入調定は、事前調定が原 則であることから、八尾 市財務規則に基づいた 適正な事務処理を行う こと。</p>	措置状況	1. 措置済（平成 25 年 7 月 26 日）
<p>(3) 占用料については、文 書による督促が行われ ていないので、八尾市財 務規則に基づいた適正 な事務処理を行うこと。</p>	措置状況	1. 措置済（平成 25 年 9 月 13 日）
<p>(4) 道路占用料の減免申 請に際し、申請書に物件 名及び減免を必要とす る理由等が記載されて いないため様式の整備 を行い、減免の決定につ いては、適切な事務処理 を行うこと。</p>	措置状況	2. 措置予定
		<p>平成 26 年度より、減免申請書の様式について物件名及び減免理由等を記載できるように変更するとともに、道路占用許可決裁時に併せて減免決定についても起案決裁し、減免決定に関して占用許可書に記載することとします。</p>

指摘事項	講じた措置又は経過の報告
<p>(5) 占用許可に係る事務については、課長専決で処理されているが、八尾市事務処理規程において専決事項が定められていないので、年間処理件数等を鑑み、適切な事務処理となるよう規程の整備を図ること。</p>	<p>措置状況 2. 措置予定</p> <p>平成 26 年度より、占用許可に係る事項を八尾市事務処理規程に土木総務課長専決事項として追加します。</p>
<p>(6) 占用許可何書、占用許可書の記載内容に誤りや記載もれが見受けられたので、適切な記載を行うこと。</p>	<p>措置状況 2. 措置予定</p> <p>占用システム変更と手書きでの対応により、平成 26 年度より適切な記載内容となるよう改めます。</p>
<p>(7) 占用許可申請書、占用料減免申請書に記入もれ等が見受けられたので、適切な事務処理の確保に努めること。</p>	<p>措置状況 1. 措置済 (平成 25 年 8 月 1 日)</p> <p>各申請書の受付時には、記入もれ等がないよう確認を徹底し、適切な事務処理の確保を行うよう改めました。</p>
<p>2 公共用地境界明示事務について</p> <p>公共用地境界明示通知書の交付に際して、重要書類であるため受領者の確認が必要であるとして受領書の提出を求めているが、受領者の記名押印のないもの等が見受けられたので、適正な事務処理の確保に努めること。</p>	<p>措置状況 1. 措置済 (平成 25 年 8 月 1 日)</p> <p>受領書を徴する際には記名押印もれ等がないよう確認を徹底し、適切な事務処理を行うよう改めました。</p>

定期監査の結果に対する措置の内容

土木部土木建設課

指摘事項	講じた措置又は経過の報告	
<p>1 農業用水さく井戸等の補修事業について</p> <p>(1) 水利組合との間で農業用水さく井戸等の補修について協定を結び、水利組合が実施した事業に補償を行っているが、協定書で提出を求めている作業計画書等に提出者の記名押印等がもれているため、適切な事務処理の確保に努めること。</p>	措置状況	1. 措置済（平成 25 年 6 月 24 日）
<p>(2) 水利組合における施工業者選定に際し市が行う事前承認について、課長名で行われているので適正な事務処理を行うこと。</p>	措置状況	1. 措置済（平成 25 年 6 月 25 日）
<p>2 府営ため池耐震性調査・診断事業について</p> <p>大阪府営ため池耐震性調査・診断事業(実施主体大阪府)の対象となるため池のうち、個人所有のため池 4ヶ所について、防災上市が事業費を負担することが相応しいとし、部長決裁を受けている。</p> <p>しかし、個人の財産に対して公費を負担することは地方自治法において「公益上必要がある場合」と限定され、八尾市事務処理規程上市長の決裁を受けることとなっているので、適正な事務処理を行うこと。</p>	措置状況	1. 措置済（平成 25 年 11 月 25 日）
	<p>ご指摘の点については、八尾市事務処理規程に基づき市長決裁を受け、適正な事務処理に改めました。</p>	

定期監査の結果に対する措置の内容

土木部土木管理事務所

指摘事項	講じた措置又は経過の報告	
<p>1 私道舗装助成に係る事務について</p> <p>(1) 私道の舗装工事に要する経費の助成については、八尾市私道舗装助成に関する要綱に基づき助成希望者より事前協議書を受理し、私道舗装審査会における審査を経た上で、助成の可否について私道舗装助成調査等結果通知書（内定通知）を通知することとなっている。</p> <p>同審査会の審査結果については、伺書「私道舗装審査会の開催結果（報告）について」により確認できたが、伺い文における審査案件件数と、添付の審査案件概要資料の件数が一致せず、また、概要資料の審査結果の記載が不十分であるので、各案件の審査結果がより明確となるよう適切な事務処理を行うこと。</p>	措置状況	1. 措置済（平成 25 年 8 月 19 日）
<p>(2) 私道舗装助成調査等結果通知書（内定通知）の通知に係る伺書において、同審査会における審査結果に関する資料の添付がないので、添付すること。</p>	措置状況	1. 措置済（平成 25 年 8 月 19 日）
<p>(3) 助成に関する一連の事務処理に係る伺書について、決裁区分が適正でないものが見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。</p>	措置状況	1. 措置済（平成 25 年 8 月 19 日）
	<p>八尾市事務処理規程に基づき、適正な決裁区分で事務処理を行うよう改めました。</p>	

指摘事項	講じた措置又は経過の報告	
<p>2 備品の管理について 備品台帳から抽出し現品と照合したところ、廃棄手続きが行われていないものが見受けられたので備品台帳の整備を図ること。</p>	措置状況	<p>1. 措置済（平成 25 年 10 月 11 日） 備品台帳と現品を改めて照合し、現品がないものについては廃棄の手続きを行いました。</p>

定期監査の結果に対する措置の内容

土木部みどり課

指摘事項	講じた措置又は経過の報告	
<p>1 公園の占用・使用許可に係る事務について</p> <p>(1) 公園使用料の減免等の取り扱いについては、八尾市都市公園条例施行規則で定められているが、公用等の使用以外については、明確な規程がなく道路占用料に準じた取扱いが行われているので、規程の整備を行うこと。</p>	措置状況	2. 措置予定（平成 26 年 3 月 31 日）
<p>(2) 公園の占用・使用許可申請書において、許可年月日と公印押印日とが相違するものや受付処理がされていないもの、減免申請書において減免を受ける理由が記載されていないものが見受けられるので、適正な事務処理を行うこと。</p>	措置状況	1. 措置済（平成 25 年 8 月 2 日）
<p>2 緑化推進事業に係る事務について</p> <p>緑化推進事業における花苗・用土・肥料等の購入については、納入品の特殊性により購入先が限定されているので、購入先の拡大等について検討すること。</p>	措置状況	1. 措置済（平成 25 年 10 月 1 日）
	<p>購入先について、緑化推進事業に適している業者について改めて検討を行い、今年度上半期における購入先を拡大しました。引き続き拡大に努めます。</p>	

定期監査の結果に対する措置の内容

土木部下水道経営企画課

指摘事項	講じた措置又は経過の報告	
<p>1 調定事務について</p> <p>(1) 下水道事業受益者負担金及び接続納付金の現年度分の調定について、収納日より後に調定が行われているが、八尾市財務規則の規定により、収納日までに調定を行うよう改めること。</p>	措置状況	1. 措置済（平成 25 年 6 月 20 日）
<p>(2) 公共下水道使用料等に係る平成24年度の滞納繰越分について、「平成23年度分」及び「平成19年度から平成22年度分」のいずれも調定事務が遅れているため、適正な調定事務を行うこと。</p>	措置状況	2. 措置予定
<p>2 公共下水道使用者認定事務について</p> <p>排水設備等の新設等により新たに公共下水道の使用が開始された場合は、下水道普及課から回付される書類を基に経営企画課で認定を行っているが、認定に係る一連の事務については担当者だけで処理されており、決裁に係る事務手続が不十分であるため、適正な事務処理に改めること。</p>	措置状況	1. 措置済（平成 25 年 7 月 23 日）
		<p>新たな公共下水道の利用者に下水道使用料の賦課を開始するときは、決裁等に係る事務手続を適正に行うように改めました。</p>

定期監査の結果に対する措置の内容

土木部下水道経営企画課・下水道普及課共通

指摘事項	講じた措置又は経過の報告	
<p>下水道経営企画課で保管されている排水設備等計画確認申請書（以下、「申請書」）の写しについて、原本が保管されている下水道普及課において書類を確認したところ、下水道工事の取下げ等により賦課の対象外となったものや完了届の未提出のものが見受けられた。</p> <p>公共下水道使用料の認定については、下水道経営企画課において下水道普及課から回付される申請書により使用予定者を把握し、検査調書が回付された時点で申請書写しと照合のうえ、使用者認定作業が行われている。下水道使用料の賦課については、使用者の的確な把握が不可欠であることから、申請書の保管が長期間に及んでいるものについては、両課の情報交換や連携を密にし、申請者等への確認などを行うことにより、使用者の把握がより適切に行われるよう検討を行うこと。</p>	措置状況	<p>1. 措置済（平成 25 年 9 月 1 日）</p> <p>排水設備の計画確認を行ったもので、何らかの事情により計画が廃止されたものについては、今後も引き続き速やかに取下届の提出を求めています。</p> <p>一方、長期にわたり完了届の提出がないものについては、提出を促してもなお未提出の場合、現地確認を行った上で完了届未提出として調書作成を行っていますが、今後はその迅速化に努めます。</p> <p>また、定期的に下水道経営企画課に保管されている申請書の写しと下水道普及課に保管されている原本を照合させることにより、両課の書類において不整合の生じないよう対処していくことに改めました。</p>

定期監査の結果に対する措置の内容

土木部下水道建設課

指摘事項	講じた措置又は経過の報告	
1 備品について 備品台帳から抽出し現品と照合したところ、備品シールの貼付のないものが見受けられたので適正に管理すること。	措置状況	1. 措置済（平成 25 年 6 月 30 日） 備品シールの貼付のないものについては、備品シールを貼付しました。